

納税管理人申告書

令和 年 月 日

貝塚市長 酒井 了 様

納税義務者 氏 名 _____
個人番号 _____
住 所 _____
電話番号 _____
宛名番号 ()

地方税法第300条及び貝塚市市税条例第14条の規定により、下記の者を市府民税の納税管理人として定めましたので申告します。

納税管理人 氏 名 _____

住 所 _____
Tel _____ 宛名番号 ()

《承 諾 書》

上記納税義務者に代わり、納税管理人となることを承諾します。

令和 年 月 日

貝塚市長 酒井 了 様

納税管理人 氏 名 _____

〈参考〉

地方税法第300条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを市町村長に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

貝塚市市税条例第14条 市税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に規則で定める納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを定めることについて規則で定める納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

3 前項の認定を受けていない納税義務者で第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。